

情報公開法に関する意見

情報公開法に基づく開示請求を体験した者として、情報公開法制度の主要な問題点（改善すべき事項）に限って意見を述べさせていただきます。

1. 審査請求に要する時間が余りにも掛かりすぎること。

情報開示請求に対し、行政庁が不開示・一部不開示の場合、審査請求を数回経験しましたが、その裁決が出されるまでに時間が掛かりすぎることは大きな問題です。例えば私の場合、税務情報の公開請求に対し、一つは、平成13年07月21日の審査請求に対し、裁決は平成15年11月05日であり、二つは、平成13年09月04日の審査請求に対し、裁決は平成15年08月05日であり、さらに、三つ目は、平成13年12月27日の審査請求し、平成16年02月19日に裁決を見るまで、いずれもおよそ2年以上を要しています。

これは、簡易・迅速な審査請求手続という制度目的に照らし余りにも時間が掛かり過ぎるという問題だけではなく、情報公開制度に対する国民の信頼を失うものとなり、また、法制度一般に対する不信感を増長させることとも重なり、したがって、法治国家日本にマイナスの要因を与えていると危惧される。

2. 不開示を容認する裁決の理由がほとんど同じ表現であり、請求者に無力感を与えること。

すなわち、その表現は、原処分庁の意見を踏襲するものであり、「当該部分を公にした場合には、納税義務者のうち一部のものが選定基準（あるいは調査方法）を知って調査の対象となることを予測し、税額計算上の巧妙化を図ることなどにより、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。」というものである。

不服申立て人は、各事例に関し、納税者の適正な納税に資するとともに税務行政の利便に適うための建設的な主張をしているにもかかわらず、必ずしもこれらを具体的に比較考量したものとはなっておらず、上記一刀両断的な表現で不開示を容認していることは、その裁決の独立性・中立性に疑問が生じ、情報公開制度の審査請求に対する国民の不信感を増長させる結果を招来していると言わなければならない。

3. 不服申立て制度のあり方を検討されたい。

上記のような問題点を改善するためには、現在の不服申立て制度と情報公開審査会の組織を改革し、審査の独立性と中立性が確保できる制度を構築すべきである。

なお、Cyber税理士連盟のホームページを参照されたい。
<http://www.cyber-zeirishi.jp/>

以上